

神奈川県ビリヤード協会 -議事録-

2022.2.08 12:00～ Zoom 会議

参加者：安藤・片岡・崎村・板橋・浦野・田口・石井・杉万



| 1

- 議題：
- ◆ Cビギナー戦のクラス分けについて
 - ◆ 清水不動産のKBA加盟について

Cビギナー戦のクラス分けについて（崎村）

【事前配布の資料の説明】 ビギナー.docx 参照

C3～C1 クラス分けビギナークラスは使用しない

→全員賛成

※最初の試みであるため、問題が出るようならその都度改定すればよい

今後要項を協力しながら作成し、完成に近づいたところに再度報告する（崎村）

協力者：丸岡・谷・上村・惣角

清水不動産のKBA加盟について（石井）

【経緯】

清水不動産からKBAへの加盟希望がありました。

清水さんの話では、社名を使用して選手のエントリーをしたいという希望でそのために、KBAへ加盟したいとのこと。

清水不動産の情報のポイントは、

- ・不動産である。
- ・会社にビリヤード台が設置されている
- ・ビリヤードは会員制にしている
- ・ポケットJPBA選手が社員として働いている（神箸溪心プロ 杉山功起プロ 他）
- ・清水さん自身もポケットA級のアマチュアなのですが、
KPBA主催のグランプリや関東オープンに社名を使用してエントリーしたい

清水さん曰く、関東オープン、グランプリはJPBA岡田理事長から、KBAに加盟すれば清水不動産の名前を使ってエントリー可となる話となっている

【懸念事項】

- ・JPBA：事前に電話で確認したところ、岡田理事長はKBAへ加盟すれば社名を使ってエントリー可とは言っていないとの事（安藤）
→他団体については口出しできないのではないかと
- ・JAPA：ビリヤード店として登記があればOK
→そもそも全ての店舗がビリヤード店として登記しているか確認しているか？
登記は強制されるものではない（板橋）

【KBA としての見解】

ビリヤード店の他にも会員制の店舗やサークルなど、色々な形でビリヤードに親しんでいる中、登記をしているか否かで加盟できるできないを判断してよいのか。

そもそも加盟の際に登記の内容を確認しているのか。→現状していない

法人ではなく個人事業主の場合、開業届はサービス業・飲食業等で行っている店もあるかもしれないがその場合はどうするのか。清水不動産にだけ登記を強制するのは不当では？

今回の清水不動産の加盟について反対意見は？→理事の中にはいない むしろ歓迎

規約上、会員加盟店とは“本協会の主旨に賛同し、本協会に入会する県下のビリヤード店を以てする”とある。ビリヤード店ではない会員制のクラブ・サークルなどの団体を会員としたいのであれば『その他会員（仮）』としてのルール作りをし規約の修正含め総会にて採決の必要がある。

例：ビリヤード台を保持しており、●名以上の会員が必要

提示書類（会員名簿・会員規約等）をもって理事会にて判断

【宿題】 その他気づいたルールをそれぞれで持ち寄る→2月中に事務局へ

【清水不動産へ伝える事】

●5月に行われる KBA 総会にて 会員規約の変更・追加の採決が必要

可決をもって加盟ができるようになるので、最短で5月の総会后加盟できる。

※オブザーバーにて総会に参加可能ですので、よかったら参加ください。

●社名を使って試合に出ることについて

加盟後 KBA 主催の試合については可能であるが他団体主催の試合についてはそれぞれの団体の意向に沿うことになる。

●総会までに貴社の会員の名簿と規約を準備いただきたい。

以上